

第2-6 特定基準（別表第2に示す氷雪販売に適用する基準）

1 食品等の衛生的な取扱い

共通基準3に以下の特定基準を追加すること。

(1) 小分け

ア 氷雪の小分け手順を定めること。

なお、手順には、以下について必ず示すこと。

(ア) 清潔な器具及び手袋を使用する旨

(イ) 衛生的な作業台で行う旨

(2) 製品の配送

ア 氷雪の配送方法を定めること。

なお、以下について必ず示すこと。

(ア) 衛生的な運搬容器及び器具類を使用する旨

(イ) じんあい等の汚染を防ぐ運搬方法

イ 氷雪の配送に使用する運搬容器、車両の荷台及びコンテナ等の洗浄・消毒手順並びに保守点検方法を定めること。

なお、洗浄・消毒手順及び保守点検方法には、頻度を定めて行う旨を必ず示すこと。